

定款の変更（案）について【新旧対比表 ※抜粋】

変 更 案	現 行 定 款
第4章 役員等	第4章 役員等
(役員を設置) 第 14 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 20 名以上 30 名以内 (2) 監事 2 名 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名以内を常務理事とする。 < 中略 >	(役員を設置) 第 14 条 この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 20 名以上 <u>25</u> 名以内 (2) 監事 2 名 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名以内を常務理事とする。 < 中略 >
第5章 総会	第5章 総会
< 中略 >	< 中略 >
(種類及び開催) 第 24 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。 < 中略 >	(種類及び開催) 第 24 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 通常総会は、毎事業年度終了後 <u>2</u> か月以内に開催する。 < 中略 >
第9章 委員会及び部会	第9章 委員会及び部会
< 中略 >	< 中略 >
(部会の招集、議長、種別等) 第 49 条 部会の招集、議長、種別等は、第 46 条及び第 47 条の規定を準用する。 < 中略 >	(部会の招集、議長、種別等) 第 49 条 部会の招集、議長、種別等は、第 <u>43</u> 条及び第 <u>44</u> 条の規定を準用する。 < 中略 >
第 13 章 定款の変更及び解散	第 13 章 定款の変更及び解散
< 中略 >	< 中略 >
(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 65 条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(令和6年法律第 29 号) 第5条第 20 号 に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 < 中略 >	(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 65 条 この法人が公益認定の取消しを受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号) 第5条 第 17 号 に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。 < 中略 >
附則 <u>この定款は、令和7年5月 28 日から施行する。</u>	<u>(新設)</u>

◆外部理事・外部監事の導入時期について

外部理事の設置について、改正法施行の際(令和7年4月1日)に現存する公益法人は、令和6年改正法附則第5条第2項により、当該公益法人の全ての理事の任期が満了する日の翌日から当該規定が適用されることとなる。また、外部監事の設置について、改正法施行の際(令和7年4月1日)に現存する公益法人は、改正法附則第5条第3項により、当該公益法人の全ての監事の任期が満了する日の翌日から適用されることとなる。

[<参考：都道府県公式公益法人行政総合情報サイト 公益法人インフォメーション>](#)

◆通常総会の開催期日についての改正案

現在、定款第24条第2項により通常総会の開催期日を「事業年度終了後2か月以内」と定めているが、本改正により、決算業務および総会準備の円滑化を図るとともに、役員改選期における準備期間を十分に確保し、適切な運営を実現することを目的とするため、これを「事業年度終了後3か月以内」に変更したい。